平成２７年（フ）第４３２号
堺市堺区石津町１丁５番３号　石津ハイツ201号
債務者　大崎　友也
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４７３号
堺市東区日置荘西町１丁25番21号　初芝文化イー２Ｆ
債務者　渡利　　務
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５０２号
堺市南区鴨谷台３丁３番４―228号
債務者　黒瀬　秀雄
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５１３号
大阪府高石市西取石３丁目３番10―401号
債務者　東野　良則
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５３１号
大阪府羽曳野市野719番地の１
債務者　中本　年子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５４７号
大阪府羽曳野市古市４丁目２番25―201号、前住所大阪府羽曳野市学園前４丁目２番12号
債務者　田中　博之
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５４８号
堺市北区南長尾町３丁１番２―1002号、前住所堺市南区三原台１丁３番35―203号
債務者　土橋　　亮
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
兵庫県丹波市青垣町西芦田910番地７、前住所兵庫県丹波市青垣町沢野30番地１　市営住宅小山団地574―２号
債務者　芦田富喜夫
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
北海道根室市駒場町３丁目20番地１　望洋団地１棟２号
債務者　松澤　　梓
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前11時40分
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第１８号
北海道根室市昭和町４丁目198番地
債務者　松崎　節子（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前11時50分
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第９３号
北海道旭川市神楽岡７条６丁目４番12号
債務者　樋口　美佳
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９号
熊本県球磨郡多良木町大字黒肥地4779番地１
債務者　佐々木健一
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後２時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第２４６５号
大阪府豊中市中桜塚５丁目21番９―501号
債務者　朝比奈禎一
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４６６号
大阪府豊中市中桜塚５丁目21番９―501号
債務者　朝比奈良子（旧姓谷）
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５４４号
大阪市住之江区粉浜３丁目15番４号
債務者　上田　睦子（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５８３号
大阪市城東区放出西１丁目４番14号
債務者　酒井　和美
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部